

香川県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施細則

香川県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領（以下「実施要領」という。）の実施細則を次のように定める。

（養成研修受講手続）

第1条 養成研修の受講手続は次のとおりとする。

- (1) 養成研修の受講を希望する者は、受講申込書（様式1）に実務経験（資格要件）証明書（様式2）を添付し、知事に提出しなければならない。
- (2) 県は、香川県福祉サービス第三者評価機関認証基準（1）イa及びbに基づいて資格要件等を審査し、適当と認めたときは、養成研修受講承認書を交付する。

（継続研修・更新時研修受講手続）

第2条 県は、継続研修・更新時研修を開催する場合、評価機関及び養成研修修了者に事前に通知する。

- 2 継続研修・更新時研修の受講を希望する者は、受講申込書（様式1）に養成研修修了者証の写しを添付し、知事に提出しなければならない。

（別に定める手続）

第3条 実施要領第8条第3項に規定する「手続」とは、様式3に、全国社会福祉協議会又は他都道府県の福祉サービス第三者評価事業の推進組織等が開催した評価調査者研修を受講したことを証する書類及びそのカリキュラム並びに必要な実務経験又は資格を証する書面を添付して知事に提出し、認定を受けるものとする。

（やむを得ない事由）

第4条 実施要領第9条第2項に規定する「やむを得ない事由」とは、災害等により交通手段が途絶した場合をいう。

（修了者証）

第5条 実施要領第10条第1項に規定する「養成研修修了者証」は様式4のとおりとする。

附 則

この細則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。